

自然科学研究機構生理学研究所運営会議共同利用研究部会規則

令和3年7月1日
生研規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第8条第3項の規定に基づき、共同利用研究に関する事項の調査審議を分担するために設置された共同利用研究部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 部会は、研究所長が指名する運営会議委員9名をもって組織する。

2 前項の委員のうち、5名は研究所の職員以外の委員とする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第3条 部会は、運営会議議長の諮問に応じ、共同利用研究計画及び実施に関する事項を調査する。

(委員長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、第2条の委員の互選により選任する。

3 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

附 則

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

2 この規則の施行をもって、自然科学研究機構生理学研究所共同研究小委員会規則（平成18年生研規則第1号）は廃止する。

3 この規則施行の後最初の任命に係る委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。